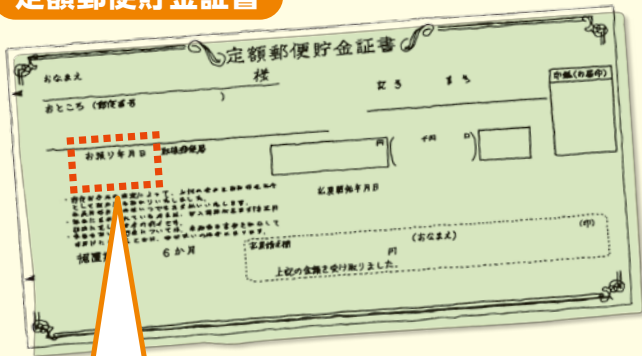


お忘れになっている 定額郵便貯金・定期郵便貯金は ありませんか。

今一度、あなたの
定額郵便貯金・定期郵便貯金の証書をご確認ください。

定額郵便貯金証書



定額郵便貯金は、
「お預り年月日」の10年後が満期日です。

定期郵便貯金証書



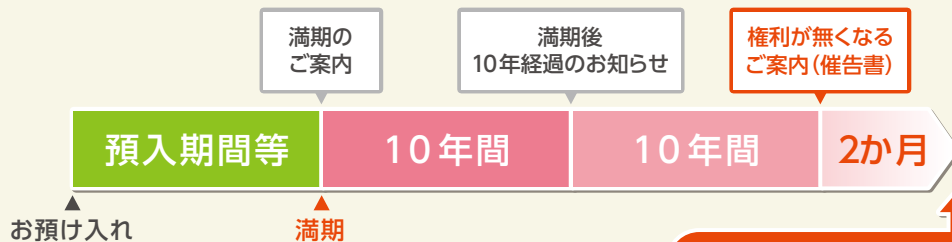
定期郵便貯金は、「お預り年月日」が平成19年
9月30日以前のもは全て満期を迎えています。

満期後20年2か月経つとお受取りできなくなります。

満期日を過ぎた郵便貯金はお早めにお近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗で、払戻しのお手続きを行ってください。

※定額郵便貯金・定期郵便貯金については、次の「満期のご案内」等のお知らせをお届けいただいたご住所あてにお送りしています。

【定額郵便貯金・定期郵便貯金の払戻しのお知らせに関するイメージ】



※郵政民営化以後にお預り入れた貯金は、旧郵便貯金法による権利消滅はありません。

- 定額郵便貯金の預入期間は、最長10年間です。
- 定期郵便貯金の預入期間は、最長4年間です。証書に記載の「預入期間」をご確認ください。

ご不明な点は、**郵便局の貯金窓口**または**ゆうちょ銀行の店舗**へお問い合わせください。

郵政民営化(平成19年10月1日)前にご契約された定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、簡易生命保険は、政府保証付で当機構が承継しております。

独立行政法人 **郵便貯金・簡易生命保険管理機構**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8虎ノ門4丁目MTビル5階
電話0570-027180 受付時間/9:30~12:00、13:00~17:00(土・日・休日、12月29日~1月3日を除く)
E-mail : kikou@yuchokampo.go.jp URL : http://www.yuchokampo.go.jp/

(調製:平成26年2月)

満期を迎えた定額・定期郵便貯金について

定額・定期郵便貯金については、満期後20年経過するとご案内をお送りしますが、その後2か月以内に払戻しされませんと権利が無くなります(郵政民営化に伴い定期郵便貯金の継続預入のお取扱いはなくなっています)。お手持ちの証書をご確認の上、早期に払戻しの手続きをお願いします。

郵便貯金の権利に関する Q & A

Q 郵便貯金の権利消滅制度とはどういったものですか。
(何の規定に基づき、どのような場合に郵便貯金の権利が消滅してしまうのか。)

A 郵政民営化(平成19年10月1日)前にお預け入れいただいた定期性の郵便貯金(定額郵便貯金、定期郵便貯金)につきましては、預入期間満了日の翌日から20年間払戻し等のお取扱いが無い場合に、お客さまに「権利消滅のご案内(催告書)」を送付させていただき、貯金の払戻しを行っていただくようご案内をしております。

この「権利消滅のご案内(催告書)」の送付の日から2か月間、お客さまから払戻しのご請求がない場合は、該当の郵便貯金の権利は消滅することが法律(旧郵便貯金法^{*})に定められています。

これは、郵政民営化前にお預け入れいただいた定期性の郵便貯金については、旧郵便貯金法の規定が郵政民営化後も引き続き適用されるためです。

※郵便貯金法は既に廃止されておりますが、郵政民営化前にお預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等については、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第5条の規定により、なお効力を有するとされた「旧郵便貯金法第29条」の規定に基づくものです。

Q 郵便貯金の通帳・証書が見当たらないのですが、どうしたらよいですか？

A 郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行にて、通帳・証書の再発行のお手続きをお願いいたします。なお、通帳・証書の記号番号がご不明の場合は、郵便貯金の有無の調査(現存照会)をお申し付けください。

プラス

満期前の証書をお持ちで住所を変更された方は、 住所変更のお手続きもお忘れなく！

転居等された方は、受取り忘れの防止や重要なお知らせを確実にお届けするためにも、郵便物等についての転居届とは別に、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の各店舗で、**郵便貯金についての住所変更等のお手続きが必要です。**